# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを 取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の 権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいそ の他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人 のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言す る。

特記事項

### 評価実施機関名

芦北町長

### 公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険に関する事務			
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。資格確認書、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証等の交付) ②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給)、診療報酬の審査 ③国民健康保険の保健事業の実施 ④国民健康保険の資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑤オンライン資格確認の準備業務			
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、健診データ分析システム、国保データベースシステム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等			

#### 2. 特定個人情報ファイル名

資格異動情報ファイル(被保険者情報)、保険給付情報ファイル(給付情報)、保健事業ファイル(対象者・受診者情報)、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)

#### 3. 個人番号の利用

	・番号法第9条第1項及び別表44の項
法令上の根拠	・別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
	・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	5、166、173の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主 【オンライン資格確認の準備業務の根拠】	、83、87、115、125、131、141、158、161、164、16 務省令第2条の表69、70、71の項 連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民生活課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 総務課 0966-83-9643				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 住民生活課 0966-83-9664				
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した					
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び は全項目評価書及び	全項目評価書
されている。				
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入る	=を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通じ	た提供を除く。)	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	<b>消去</b> 				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				
9. 監査					
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	・ えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢>     1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策     2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策     3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策     4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策     5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)     6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策     7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策     8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策     9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [ 十分である ] 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I -1-2	被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保 険者の資格得喪・変更等の事務処理による台 帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢 受給者証、特定疾病療養受療証等の交付) ②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療	②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支	事後	
平成29年6月1日	I -1-3	国民健康休快ン人ナム、国休総合ン人ナム、特   中央診案データ管理シファル 健診データの折	国民健康保険システム、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、健診データ分析システム、国保データベースシステム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
平成29年6月1日	I -2		資格異動情報ファイル(被保険者情報)、保険給付情報ファイル(給付情報)、保健事業ファイル(対象者・受診者情報)、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I -4-②	・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 【情報照会の根拠】・番号法第19条第7号及び別表第二の42、43の項	87、93、97、106、109の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8 条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第 19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第 25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第 43条、第44条、第46条、第53条、第55条の 2	事後	
平成29年6月1日	I -5-2	一丸 喜八郎	田渕 耕一	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ -1	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II -2	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I -4-②	7、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2	15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第 25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第 43条、第44条、第46条、第49条、第53条、 第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 42、4 3、44、45の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報	事後	
令和1年6月25日	I -5-2	田渕 耕一	課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-1	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-2	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年3月26日	I -1-2	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証等の交付)②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給)、診療報酬の審査 ③国民健康保険の保健事業の実施 ④国民健康保険の資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齡受給者証、特定疾病療養受療証等の交付)②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給)、診療報酬の審査 ③国民健康保険の資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑤オンライン資格確認の準備業務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	I -1-3	国民健康保険システム、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、健診データ分析システム、国保データベースシステム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、健診データ分析システム、国保データベースシステム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年3月26日	I -3	・番号法 第9条第1項及び別表第一 30の項・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項及び別表第一 30の項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命 令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	事前	
令和2年3月26日	I -4-②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第3条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 42、43、44、45の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、58、62、78、80、87、 93、97、106、109、119の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条の2、第33条、第41条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 42、43、44、45の項・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認の準備業務の根拠】・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年3月26日	IV - 4		十分である	事後	
令和4年9月30日	Ⅱ -1	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	II -2	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	I -4-2	7、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】・番号法第19条第7号及び別表第二 42、43、44、45の項・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認の準備業務の根拠】・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携	93、97、106、109、120の項・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号及び別表第二 42、43、44、45の項・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条【オンライン資格確認の準備業務の根拠】・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ —1	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II -2	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年9月30日	I -7	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 総務課 0966-82- 2511	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 総務課 0966-83- 9643	事後	
令和7年9月30日	I -8	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 住民生活課 0966- 82-2511	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015番地 芦北町役場 住民生活課 0966- 83-9664	事後	
令和7年9月30日	Ⅱ -1	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	
令和7年9月30日	II -2	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I -1-2	保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保 険者の資格得喪・変更等の事務処理による台 帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢 受給者証、特定疾病療養受療証等の交付) ②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療 養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算 療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支 給)、診療報酬の審査 ③国民健康保険の保健事業の実施	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。資格確認書、限度領適田認定証、高齡受給者証、特定疾病療養受療証等の交付)②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護の支養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支療を費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支療を開入。診療報酬の審査 ③国民健康保険の資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑤オンライン資格確認の準備業務	事後	
令和7年9月30日	I -3	・別表第一の主務省令で定める事務を定める命	・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日 I ·	-4-2	・別表第二の主物有句で定める事物及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 42、43、44、45の項・別表第二の主務省会で定める事務及び情報	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、8 3、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表69、70、71の項 【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	